

2026年度 第3次袋井市総合計画に基づく政策評価制度策定支援業務仕様書

本仕様書は、袋井市（以下「委託者」という。）が実施する「2026年度 第3次袋井市総合計画に基づく政策評価制度策定支援業務」（以下「本業務」という。）を、本市との契約者（以下「受託者」という。）へ委託するにあたり、必要な事項を定めるものである。

1 業務の名称

2026年度 第3次袋井市総合計画に基づく政策評価制度策定支援業務

2 業務の目的

本市では、総合計画を推進するための適切な進行管理として、政策の効果を把握・分析し、その結果を客観的に評価して今後の改善につなげていくため、「政策評価」を実施している。

本業務は、これまでの本市における「政策評価」の実施状況を踏まえつつ、2025年12月に新たに策定した「第3次袋井市総合計画前期基本計画（2026～2030年度）（以下「第3次総合計画」という。）」に合わせて、より効果的な評価制度に改定することを目的に、委託者が実施する評価制度の策定支援を行う。

3 業務の期間

契約締結日から2027年3月31日まで

4 総合計画及び政策評価の概要

（1）第3次袋井市総合計画について

本市における総合計画は、市と市民が目指すまちの将来像を共有し、それを実現するための基本方針・目標を示す最上位計画である。

子育て・教育・福祉・産業・防災など幅広い分野で施策を展開するにあたり、施策間の整合を図るとともに、市民・団体・企業・行政が協働する上での行動指針としての役割を担うほか、各施策の実施状況・目標達成度等を評価することで、総合計画の進行管理を行っている。

「第2次袋井市総合計画後期基本計画（2021～2025年度）（以下「第2次総合計画」という。）」の期間終了に伴い、2025年12月に以下のとおり、第3次総合計画を策定した。

ア 基本構想

社会潮流や袋井市の現況、課題を踏まえ、本市が目指すまちの将来像やまちづくりの基本目標を定めている。

(ア) まちの将来像

にぎわい ずっと続くまち ふくろい

(イ) まちづくりの基本目標

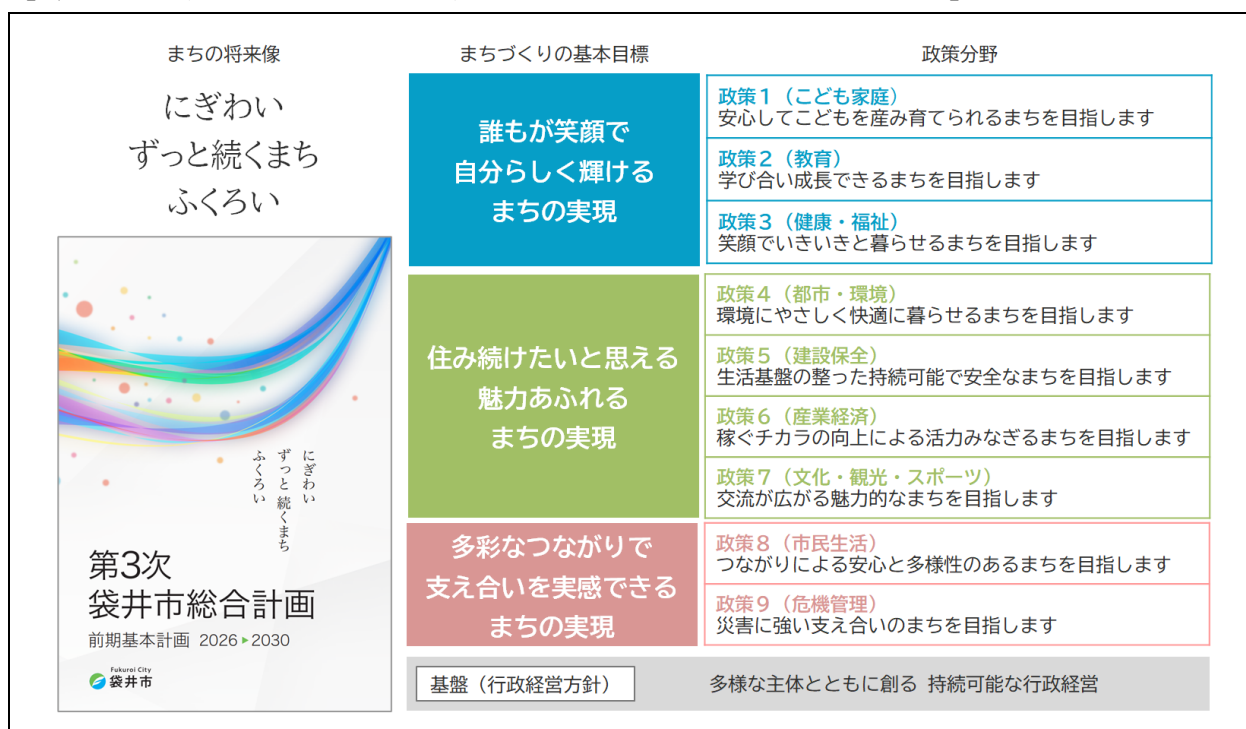
- ・ 誰もが笑顔で自分らしく輝けるまちの実現
- ・ 住み続けたいと思える魅力あふれるまちの実現
- ・ 多彩なつながりで支え合いを実感できるまちの実現

イ 基本計画

基本構想で定めたまちの将来像の実現を目指し、実施する施策の体系や方向性を定めている。

基本計画では、「こども家庭」や「都市・環境」など9つの政策に沿った24の取組を定めているほか、全ての施策に共通する基盤として「行政経営方針」を定めている。

【第3次袋井市総合計画前期基本計画 施策体系について】



参考URL：<https://www.city.fukuroi.shizuoka.jp/soshiki/4/2/sougoukeikaku/13909.html>

(2) 政策評価について

本市では、総合計画の推進にあたって適切な進行管理を行うために、毎年度「政策評価」を実施している。

第2次総合計画に基づく「政策評価」では、6つの政策について、指標の達成度（成果）や事業内容等を評価することで課題を抽出するとともに、改善に

向けた議論をすることで、今後の取組や事業の精度を高めるなど、市としての方向性を整理するために実施してきた。

また、評価結果については、予算や人材など、限りある経営資源の最適配分に向けた基礎資料としても活用している。

参考URL：https://www.city.fukuroi.shizuoka.jp/soshiki/4/2/sougoukeikaku/sougoukeikaku_seisakuhyouka/dainiji_1/index.html

5 業務の内容

業務の内容は、概ね次のとおりとするが、委託者と受託者との協議により変更することがある。

(1) 現状把握・分析

第2次総合計画及び第3次総合計画の内容を把握した上で、変更点を整理するとともに、本市における「政策評価」の実施状況を踏まえ、評価制度を改定する上で勘案すべき影響を分析する。

第3次総合計画の内容について、他の地方公共団体との比較・分析を行い、新たな評価制度の策定に向けた参考事例を調査する（3団体程度を想定）。

(2) 評価制度の策定に向けた基礎調査

新たな評価制度において、社会の潮流や変化を把握した上で評価が行えるよう、政策ごとに注視すべき国・県等の統計情報や調査報告書などの項目を整理する。

第3次総合計画に定めた政策指標（27項目）・取組指標（87項目）を補完する参考指標として、第3次総合計画に関連する本市の個別計画に定められた指標を一覧化して整理する。

（参考：第3次総合計画に関連する個別計画は67件）

(3) 市民意識調査の留意点と分析手法

第3次総合計画に定めた政策指標については、市民3,000人（18歳以上、無作為抽出、回収率約40%想定）を対象とした市民意識調査（調査票の配布は郵送、回答は郵送及びWeb）によって進捗を確認していくことを想定している。

今後、市民意識調査を実施していくにあたり、留意すべき点や調査結果の分析方法などを整理する。

なお、市民意識調査自体は本業務では実施しないため、調査に必要な経費は委託料の中に含まない。

(4) 新たな評価制度の策定支援

現状把握・分析、基礎調査、市民意識調査等を踏まえ、第3次総合計画に最適化した新たな評価制度についての策定支援を行う。具体的には以下の内容を含むものとする。

ア 評価手法（ロジック）の構築・提案

第3次総合計画に定めた政策指標及び取組指標等を用いて、客観的かつ妥当性のある評価手法（評価基準、点数化やランク付けのロジック等）を構築する。

なお、定量的指標（数値目標）だけでなく、社会情勢の変化を踏まえつつ、「改善のプロセス」や「将来への投資」など、数値に表れない定性的な要因を加味できる評価ロジックを検討する。

イ 取組指標（各担当課指標）の管理方法の構築・提案

各担当課が所管する多種多様な「取組指標」や個別計画の指標について、進捗状況の管理、データの収集・集計、共有を効率的かつ確実にを行うための手法や管理体制（データベース化や管理シートの活用等）を検討し、提案すること。

ウ 評価書フォーマットの作成

市民にとっての「見やすさ・分かりやすさ（ビジュアル、専門用語の排除、要約）」と、行政評価としての「厳密さ・客観性（定量的分析、多角的な評価、課題の明確化）」を両立した、新たな評価書フォーマットを作成する。なお、新たな評価書の構成は、現行の評価書（2025年度版：全84ページ）をベースに検討することを想定している。

作成にあたっては、実際のデータ等を当てはめた「サンプル評価書」を一式作成して検証を行うこと。なお、サンプル評価書を作成する範囲については、委託者と協議の上決定すること。

エ 行政経営方針の反映と政策改善プロセスの検討

新たな評価制度に組み込む形で、行政経営方針に掲げる「6つの視点」が各政策に反映されていることを確認し、業務改善や新たな政策立案につなげていくための仕組みを検討し、提案すること。

オ その他の助言

本市が新たな評価制度を策定する過程で生じた疑問点を解消するための助言等を行うとともに、必要な事項について、都度必要な打合せを行う。

(5) 評価スキーム（年間スケジュール）の設計

新たな評価制度が、次年度の予算編成や施政の方針決定に連動するよう、年間を通じたマネジメントサイクルを設計する。

ア シーズンレビューを導入した年間スケジュールの設計

本市における予算編成や組織編制プロセスと整合するとともに、以下の「シーズンレビュー（年3回実施を想定）」を核とする年間の評価スケジュールや各レビューの位置づけ・議論の方法などを再整理すること。

(ア) 春のレビュー（n年度重点施策）

当該年度（n年度）の重点施策や実施計画について、幹部職員・関係課等の間で認識共有を図るプロセス。

(イ) 夏のレビュー（n-1年度評価・n+1年度予算要求準備）

前年度（n-1年度）の評価結果を確定させるとともに、次年度（n+1年度）の予算要求に向けた今後の方向性（政策の優先順位付け）を整理するプロセス。

(ウ) 秋のレビュー（n+1年度重点施策）

次年度（n+1年度）の予算編成に合わせ、次年度の政策的優先事項や具体的な取組の進め方について関係者間で調整・認識合わせを行うプロセス。

イ 外部有識者参画プロセスの導入設計

評価結果に対して、学識経験者や市民代表等の外部有識者で組織される「総合計画審議会」から、専門的かつ客観的な意見・評価を効果的に取り入れるための参画手法、会議体の持ち方、意見の反映ルール等を設計する。

(6) 庁内向け政策評価ガイドラインの作成支援

新たな評価制度が円滑かつ効果的に運用されるよう、庁内の職員向けに評価制度の趣旨や役割、具体的な作業を正確に理解し実践するためのガイドラインを作成する。

(7) 打合せ・合意形成支援

本業務を円滑に推進するため、委託者と緊密な連携を図り、定期的な打合せ（月2回程度、対面またはオンライン）を実施する。

必要に応じて、「総合計画審議会」等の会議や庁内調整における説明資料の作成支援、説明への同席、合意形成のためのアドバイス等を行う。

6 成果品

受託者は、本業務の成果として、以下の成果品を期限までに委託者に提出するものとする。

なお、提出部数や電磁的記録の保存媒体等の詳細については、委託者と協議の上で決定する。

(1) 業務報告書（以下を内包するもの）

ア 現状把握・分析結果、他自治体先進事例調査結果

イ 参考すべき国・県の統計情報等の一覧、個別計画の指標一覧

ウ 市民意識調査設計書

エ 評価方法（点数化・評価ロジック）及び取組指標管理手法の提案

オ 評価スキーム（シーズンレビュー等の年間サイクル、外部有識者参画プロセス）

(2) 評価書フォーマット一式

（Excel、Word、またはPowerPoint等の編集可能な電子データ）

(3) サンプル評価書（作成範囲は協議の上決定）

(4) 庁内向け政策評価ガイドライン

(5) その他市が指示するもの 一式

7 その他留意事項

(1) 本業務の成果品に関わる著作権や所有権等の一切の権利は、原則として成果品納品後、委託者に帰属するものとし、本業務により得られた成果品、資料及び情報等について、受託者は委託者の許可なく第三者に公表、貸与、使用、複写、漏洩してはならない。

(2) 受託者は、本業務で知り得た個人情報等の秘密を他に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。

(3) 本業務の実施にあたり受託者が委託者から提供された資料やデータ等については適正に保管、管理するとともに、データの保護については万全の措置を講じること。また、資料やデータ等について、委託者から返還や破棄の指示があった場合は、速やかに対応すること。

(4) 本仕様書に記載のない事項及び疑義等が生じた場合のほか、内容の変更が必要となった場合は、委託者と受託者がその都度協議し、実施していくものとする。